

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 30 日現在

機関番号：17601

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2014

課題番号：23730101

研究課題名(和文)財産分与における「補償」の研究

研究課題名(英文)The Study of "Compensatory Payment"of Division of Property on Divorce

研究代表者

足立 文美恵 (ADACHI, Fumie)

宮崎大学・教育文化学部・准教授

研究者番号：50433058

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,800,000円

研究成果の概要(和文)：アメリカ法律協会の『婚姻解消法の原理』は、離婚後扶養の概念を補償の概念に改め、明確な決定基準を確立することを提唱している。日本において、離婚後扶養が問題とされているため、『婚姻解消法の原理』は日本法にとって示唆するところが大きい。

『婚姻解消法の原理』はアメリカの各州における判例においてあまり引用されていないが、多くの州において、補償の意味を有する離婚後扶養が認められており、州によっては離婚後扶養に離婚後扶養に関するガイドラインが作成されている。これらの動向が『婚姻解消法の原理』と関連性を有するのかが今後の課題としたい。

研究成果の概要(英文)：The American Law Institute(ALI)"Principles of the Law of Family Dissolution" has proposed that the concept of alimony should be replaced with the concept of compensatory payment, and clear standards for the award, amount and duration of compensatory payment should be established. In Japan, law of alimony has had controversial problems, the proposal of the ALI will give Japanese law suggestions.

Although the ALI proposes has been cited in few cases in the United States, the number of states have recognized alimony to spouse for contributions to the other spouse and in some states guidelines has been established. Whether compensatory alimony and guidelines of alimony are related to ALI's proposal is my task for the future.

研究分野：家族法

キーワード：財産分与 離婚後扶養 補償

1. 研究開始当初の背景

(1) 離婚時における財産分与の内容について、判例及び多くの学説は、婚姻中に蓄積した財産の清算、離婚後扶養、慰謝料であると解釈している。しかしながら、近年の学説においては、財産分与の中でも特に問題が多いとされる離婚後扶養に注目し、離婚後扶養の概念を「補償」の概念に代えるべきことが有力に主張されている。

(2) 平成8年には「民法の一部を改正する法律案要綱(以下、法律案要綱という)」が公表されたが、法律案要綱が公表される前に発表された法律案要綱の試案には、試案における財産分与の内容に「補償」が含まれると説明されており、法律案要綱と試案の財産分与の規定を照らし合わせると、法律案要綱の財産分与には、「補償」の概念が含まれると解することができる。法律案要綱は、国会に提出されないまま現在に至っているが、法律案要綱及び現在の学説の動向から、今後、財産分与の内容として「補償」の概念が導入される可能性が高いと考えられる。

(3) アメリカにおいても、離婚後扶養に対する問題が指摘されており、学説において、日本と同様に、離婚後扶養の概念を「補償」の概念に代えるべきことが主張されている。2002年には、アメリカ法律協会(The American Law Institute)は、家族法を専門にする研究者、裁判官及び弁護士を集めて『婚姻解消法の原理:分析と提言(Principles of the law of Family Dissolution: Analysis and Recommendations、以下『婚姻解消法の原理』という)』を作成し、その中において、離婚後扶養の概念を改めた「配偶者の補償的支払い(Compensatory spousal payment)」に関する原理(以下、『婚姻解消法の原理』における補償の原理という)が提唱されている。

この原理は、離婚後扶養の付与及び内容の決定基準が不明確なものであったことから、その付与及び内容の決定基準が明確なものとなっている。

2. 研究の目的

上述のように、日本の学説及び法律案要綱の状況によれば、今後、財産分与の内容の一つとして「補償」の概念の導入が期待される。しかしながら、各学説及び法律案要綱から考えられる「補償」の概念は一致していない。又、学説及び法律案要綱から考えられる「補償」の付与・内容の決定基準についても、その内容に一致はみられない。

そこで、本研究は、財産分与における「補償」の概念や付与・内容の決定基準をどのように考えるべきかを検討することを目的とした。

3. 研究の方法

日本における離婚後扶養と補償の状況がアメリカの状況と似ていること、又日本の離婚後扶養は付与及び内容の決定基準が不明確であることが問題とされているが、『婚姻解消法の原理』における補償の原理は、付与及び内容の決定に裁判官の裁量の余地を少なくし、明確な決定基準を提示していることから、本研究は、日本の補償の概念や付与・内容を検討するにあたり、『婚姻解消法の原理』における補償の原理について、その概念や付与・内容の決定基準を明らかにした上で、日本の財産分与における補償のあり方を検討することとした。具体的には、

アメリカ法律協会の『婚姻解消法の原理』における補償の原理は、判例及び学説に基づいて確立されたものであるため、本研究は、判例、学説等を用いて、『婚姻解消法の原理』における「補償」の原理を分析し、

『婚姻解消法の原理』の影響力から『婚姻解消法の原理』における補償の原理の問題点等を検討し、

『婚姻解消法の原理』における補償の原理を参考にして、日本における「補償」のあり方を検討することとした。

4. 研究成果

(1) 補償の概念

アメリカ法律協会の『婚姻解消法の原理』は、補償の概念について、損失の補償であるとしている。これは、現在、多くの州の制定法及び判例で認められる離婚後扶養の概念を代えたものとなる。『婚姻解消法の原理』が離婚後扶養の概念を代えた理由は、離婚後扶養が一方配偶者の必要性を基準としてその付与及び内容を決定していることから離婚後扶養の概念を必要性の除去としたうえで、一方配偶者に必要性が生じるのは離婚が一方配偶者に損失を負担させるためであり、必要性は「婚姻破綻から生じた財産上の損失の不公平な分配の産物である」として、離婚後扶養の概念を損失の補償に代えるべきとし、離婚後扶養の名自体も代えて補償と呼ぶべきとしている。

(2) 補償給付の種類

『婚姻解消法の原理』は、5種類の補償を認めている。5種類の補償とは、婚姻中の生活水準の損失に対する補償、子の養育による稼働能力の損失に対する補償、第三者の介護による稼働能力の損失に対する補償、他方配偶者の教育・訓練への貢献に対する補償、短期の婚姻における婚姻前の生活水準の損失に対する補償である。

補償を請求する配偶者は、からの補償であれば、例えば、とを請求するように、複数の補償を請求することができる。しかし、補償の内容(金額)には上限があり、それを超えることができない。また、からの補償であれば、例えば、との補償を請求す

るように複数の補償を請求することができるが、から の補償のいずれかが付与された場合、から の補償は付与されない。

(3) 補償給付の決定基準

各種類の補償の付与及び内容は、婚姻期間、所得格差と一定の割合などにより決定される。以下で述べるような一定の割合をいかなる数値にするかは、この原理を採用する立法者に委ねられており、明確な数値は定められていない。補償の支払方法は、各州の制定法及び判例で認められる離婚後扶養と同様に、定期金又は一括払いの方法が認められている。各種類の補償の付与及び内容が著しく不公平な場合、裁判所が決定基準から予想される決定と異なるものを決定することができる。

婚姻中の生活水準の損失に対する補償

この補償の付与は、婚姻が一定期間継続し、夫婦間の所得格差が一定の値を超える場合に認められる。

この補償の毎月に支払われる金額は、婚姻期間と一定の割合から特定される割合と、夫婦間の所得格差から算出される。補償の支払われる期間は、婚姻期間と一定の割合によって算出される。ただし、補償を受け取る者の年齢と婚姻期間が一定の値を超える場合、期間に制限はなくなる。

子の養育による稼働能力の損失に対する補償

この補償の付与は、夫婦の間の子又は一方配偶者の子があり、その子が補償を請求する配偶者と生活し、夫婦間の所得格差がある場合に認められる。

この補償の金額は、子を養育した期間と一定の割合から特定される割合と、夫婦間の所得格差によって算出される。この補償が支払われる期間は、子を養育した期間と一定の割合によって算出される。の補償と同様に、子の養育した期間と補償を請求する配偶者の年齢が一定の値を超える場合、補償の支払われる期間は制限がなくなる。

第三者の介護による稼働能力の損失に対する補償

この補償の付与は、補償を請求する配偶者の稼働能力が他方配偶者に比べて低い場合に認められる。補償を請求する配偶者は、第三者の介護により稼働能力が損失したこと、離婚時まで損失した稼働能力が回復しなかったことについて説得責任を負う。

この補償の金額及び期間は、の補償と同様の方式で算出されるべきとされている。

他方配偶者の教育・訓練への貢献に対する補償

この補償の付与は、一方配偶者が他方配偶者の教育・訓練に対し教育費を与え又はその

間に婚姻費用を負担し、他方配偶者が稼働能力を高めたが、その教育・訓練の修了から一定の期間内に離婚が提起された場合に認められる。

この補償の金額は、教育・訓練の間に他方配偶者が消費した生活費にその教育・訓練費を加算し、その期間中の他方配偶者の所得、他方配偶者が負担する債務、その期間中に他方配偶者が特有財産から支出した金額を差し引き、教育・訓練を受けた時と離婚時のドル価値の変動を調整することで算出される。この算出された金額は、一括、分割又は清算された婚姻財産の増加によって支払われる。この補償は、期間を算出する方式が定められていないため、この算出された金額のみが補償の内容となる。

短期の婚姻における婚姻前の生活水準の損失に対する補償

この補償の付与は、婚姻前又は婚姻中に他方配偶者の教育・仕事の機会など婚姻のために教育・仕事の機会を断念するなどし、稼働能力が婚姻前に比べて低下した場合に認められる。

この補償の金額は、補償を請求する配偶者が婚姻前の生活水準を取り戻すために必要な金額の半分とされている。この補償の期間は、「補償を請求する者が失った機会又はそれに相当する機会を取り戻すために適切な期間」とされている。

(4) 『婚姻解消法の原理』の影響

アメリカ法律協会は、『婚姻解消法の原理』を公表する前に、数々のリステイトメントを作成してきた。これは、判例法の中で代表的なものや望ましいものを再叙述し、その法の適用を裁判所に向けて提唱したものである。

『婚姻解消法の原理』は、判例法の再叙述に限らず、新しい法を確立しており、これらの法は、裁判所だけでなく各州の立法者に向けて提唱されるものとなっている。したがって、『婚姻解消法の原理』における補償の原理が各州に影響を及ぼすならば、これらの原理が各州の制定法及び判例に採用されることになる。

『婚姻解消法の原理』の影響力については、『婚姻解消法の原理』の公表前後において、高い評価を得ていた。また、『婚姻解消法の原理』の起草者も『婚姻解消法の原理』が数年で影響が出ると主張しており、その影響が出るまでに長い年月は必要ないと考えられた。しかしながら、『婚姻解消法の原理』が公表されてから5年以上が経過した段階でのある調査によれば、各州における立法及び判例の状況から『婚姻解消法の原理』の影響を調べた結果、補償の原理を含めて全ての原理があまり影響を与えていないことが指摘されている。ただし、離婚後扶養をめぐっては、『婚姻解消法の原理』における補償の原理に関連する動きがみられている。

(5) 補償的離婚後扶養

各州の判例においては、『婚姻解消法の原理』が公表される以前から補償的な意味を有する離婚後扶養の付与が認められており、現在にいたっては、多くの州において、補償的な意味を有する離婚後扶養が付与されている。補償的な意味を有する離婚後扶養とは、他方配偶者の教育又はキャリアのため貢献した配偶者を補償するための離婚後扶養である。

この離婚後扶養は、補償的離婚後扶養 (reimbursement alimony、compensatory alimony) 補償的配偶者扶養 (compensatory spousal support) などと呼ばれている。現在、多くの州の制定法及び判例において、配偶者の一方の死亡又は離婚後を受け取る配偶者の再婚まで継続する「永久的離婚後扶養 (permanent alimony)」と「離婚後扶養の支払われる期間が制限される「社会復帰のための離婚後扶養 (rehabilitative alimony)」が認められているが、これらの離婚後扶養とは別に補償の意味を有する離婚後扶養の付与を認める州もあれば、補償の意味を有する離婚後扶養を「社会復帰のための離婚後扶養」としてその付与を認める州もある。

この離婚後扶養は、主に各州の制定法を根拠として付与されている。多くの州の制定法は、離婚後扶養の決定基準について、裁判所が考慮すべきいくつかの事情を示しており、その事情の一つとして他方配偶者の教育への貢献が挙げられている。

各州の判例が補償の意味を有する離婚後扶養の付与を認める事情は、補償という点で共通する。しかし、他方配偶者が教育を受ける間に仕事の機会を失ったことに対し離婚後扶養を認めるものもあれば、他方配偶者の教育のために教育費や生活費などを支出したことに対して離婚後扶養を認めるものもあり、何に対する補償かは判例によって異なっている。

(6) 決定基準の明確化への動き

各州の制定法において、離婚後扶養の付与及び内容の決定は、裁判所の裁量の範囲が広く、決定基準が不明確であることが問題となってきた。いくつかの州及び州の一地区 (county) において、離婚後扶養の付与及び内容の決定基準をより明確なものにする離婚後扶養に関するガイドラインがつけられている。

離婚後扶養の付与及び内容の決定基準は各ガイドラインによって異なり、一様ではない。例えば、離婚後扶養の付与は、婚姻期間と夫婦間の稼働能力の格差によって決定されるとするものもあれば、婚姻期間のみによって決定されるものもあり、その基準は多様である。離婚後扶養の内容も、金額については、夫婦間の収入格差と一定の割合によって決定するものもあれば、離婚後扶養を支払う者

の収入から離婚後扶養を受け取る者の収入などを差し引き、離婚後扶養の金額を決定するものなどがあり、この基準も多様である。さらに、離婚後扶養の期間については、婚姻期間に一定の割合をかけることで算出するものもあれば、その算出された期間に離婚後扶養を支払う者の年齢などを考慮して期間を調整するものもあり、この基準も各ガイドラインにより異なるものとなっている。

(7) 各州の状況からみる『婚姻解消法の原理』の補償

多くの州の制定法及び判例において、補償の意味を有する離婚後扶養が認められる傾向にある。『婚姻解消法の原理』における補償の原理は、離婚後扶養の概念をなくし、これに代わるものである。多くの州の制定法及び判例において認められる補償の意味を有する離婚後扶養は、現在、多くの州の制定法及び判例において認められている永久的離婚後扶養や社会復帰のための離婚後扶養の他に別の種類の離婚後扶養として認められるたり、社会復帰のための離婚後扶養として認められており、離婚後扶養の一種として認められている。『婚姻解消法の原理』における補償の原理は、離婚後扶養に代わるものであって、現在でも多くの州の制定法及び判例が認めている離婚後扶養を一切排除している点で、多くの州の制定法及び判例が認めている補償的離婚後扶養とは異なると考えられる。

いくつかの州などにおいて、離婚後扶養に関するガイドラインがつけられており、そのガイドラインにおいては、離婚後扶養に関する付与及び内容の決定基準に計算式を用いるなどして、より明確な決定基準が示されている。離婚後扶養の付与及び内容の決定基準は、各ガイドラインによって異なり、『婚姻解消法の原理』における補償の原理の決定基準に比べるとより複雑になっているものもある。

『婚姻解消法の原理』における補償の原理は、補償の根拠を明確に明らかにした上で補償の概念を示しており、又付与及び内容の決定基準は簡単な計算式を用いるなど明確なものとなっている。日本の離婚後扶養が根拠や決定基準が不明確なことが問題とされていたことを考慮すれば、『婚姻解消法の原理』における補償が示唆するものは大きいと考えられる。

しかしながら、『婚姻解消法の原理』における補償の原理は、各州の制定法及び判例に引用されておらず、現状において、その影響はほとんどないと考えられる。離婚後扶養に関するガイドラインを作成し成功させたカナダの例を参考にして、ガイドラインが広く利用されるものにするためには実務の状況を反映させるべきとの指摘もある。この指摘によれば、アメリカでは離婚後扶養に関する法は州によって異なり、アメリカ全州に対し

てその採用を提唱する『婚姻解消法の原理』は実務の状況を反映させることができないため、このことが『婚姻解消法の原理』が判例等で引用されず影響しない原因の一つではないかと考えられる。

各州の制定法及び判例における補償的意味を有する離婚後扶養や離婚後扶養に関するガイドラインの動向に注目し、この動向と『婚姻解消法の原理』における補償の原理の関係性などを検討して、改めて日本の財産分与における補償の概念及び内容の決定基準について検討したいと考えている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 件)

〔学会発表〕(計 件)

〔図書〕(計 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年月日：

国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

取得年月日：

国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

足立文美恵(ADACHI Fumie)

宮崎大学・教育文化学部・准教授

研究者番号：50433058